

令和2年4月10日

品川区議会議員 各位

品川区議会議長
渡辺 裕 一

今後の品川区議会における新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた対策等について

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延を踏まえ、品川区議会としての対応策を下記のとおりまとめたので、議員各位におかれましては、それぞれが感染拡大防止に努め、当面の議会活動にあたられるよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. これまでの取組み

- (1) 本会議・委員会等諸会議の会場入口や傍聴席入口に手指アルコール消毒液を配置した。
- (2) 会議出席時に、マスクを着用し、また、マスク着用したままでの発言も可とした。
- (3) 会議中可能な限り、会場の窓を常時少し開けておき、休憩中は積極的に換気に努めた。

2. 感染拡大の局面に際し、対策等を講じる視点

- (1) 感染予防策
- (2) 発症等した場合の登庁抑止（自宅待機等）
- (3) 当面の本会議、委員会、諸会議等の開催や中止・変更・延期の判断
- (4) 議員が感染者と判明した場合等の本会議、委員会等の開催や中止・変更・延期の判断
- (5) 会議開催時以外での執行機関への問合せや情報提供の一元化

3. 具体的な対応策

- (1) 感染予防策
 - ①日常生活においては、手洗いや咳エチケットを行うなど、感染の予防に努める。
 - ②登庁しての執務については、可能な限り控えることにより、感染リスクの軽減を図る。
 - ③登庁時には、配置してある手指消毒液で消毒することを義務化する。
 - ④登庁している間は、マスクの着用を義務化する。マスクは自分で用意する。
 - ⑤会議出席時は、配置してある手指消毒液で消毒することを義務化する。
 - ⑥会議出席時は、マスクの着用を義務化する。マスクは自分で用意する。
 - ⑦登庁時においては、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの「密」を避けるよう留意する。外出時においても、同様な行動を心がける。
 - ⑧不要不急の外出は、当面の間控える。
 - ⑨海外渡航についても、原則として控える。

(2) 発症等した場合の登庁抑止（自宅待機等）

- ① 発熱等の風邪の症状や強い倦怠感を伴う場合は、完治するまで自宅で療養する。会議があっても欠席する。登庁後に同様の症状が見られた場合は、直ちに帰宅する。これらの場合には、積極的に医師を受診し、登庁許可の判断を得てから登庁する。
- ② 議員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで入院加療か、状況次第では指定されたホテル等での待機となるので、登庁については保健機関や感染症治療担当医師の指示（許可）に基づくこととなる。
- ③ 同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健機関の指導のもと、自宅待機とする。会議があっても欠席する。
- ④ 議員本人や同居する家族等が、PCR検査を受けるに至った場合には、速やかに議長もしくは区議会事務局に申し出て、その結果についても判明次第、議長（もしくは区議会事務局）に状況報告する。
- ⑤ その他、議員が「濃厚接触者（＝手が届く範囲で、会話や会食を一定時間した人）」となった場合も、④と同様に、速やかに議長（もしくは区議会事務局）に申し出のうえ、自宅待機とする。会議があっても欠席する。

濃厚接触者は、接触のあった日の翌日から14日間、自宅にて健康観察を実施することとなる。

14日間、症状の出現がなければ、自宅待機解除、登庁が可能となる。

- ⑥ 同居する家族等の通勤・通学（通園）する会社・学校等に感染者が出た場合等で、当該同居者にも感染の疑義が生じそうな場合は、可能な限り登庁を自粛し、自宅待機とする。登庁する場合は、体調管理や感染の防止に努める。

(3) 当面の本会議、委員会、諸会議等の開催や中止・変更・延期の判断

- ① 「1. これまでの取組み」に引続き留意したうえで、予定されている会議等については、通常通り開催する。また、議会公開の原則に配慮し、傍聴についても、手洗いや咳エチケット等への協力を依頼したうえで、これまで通り可能とする。ただし、本会議については、インターネット同時中継を行っていることの周知をより徹底していく。
- ② 開催時は、通常時よりも休憩の回数を増やすことにより、換気のを機会を多くする。（委員会では30分ごとを一つの目安とする。）
- ③ 委員会室においては、議員や理事者等一人ひとりの間隔を可能な限り広げる工夫をする。
- ④ 執行機関が感染症対策を最優先で進められるよう、会議の進行に際しては質疑・答弁の順序の調整等、柔軟な対応に配慮する。
- ⑤ 全国市議会議長会からの通知を踏まえ、当面、区外への行政視察を自粛する。また、区内においても5月18日までは控えることとし、その後の期間については、改めて判断していく。
- ⑥ 会派や個人の視察についても、⑤に準じて取扱うこととし、原則として控える。

(4) 議員が感染者と判明した場合等の本会議、委員会等の開催や中止・変更・延期の判断

- ① 議員が感染者と判明した場合、当該議員の居住地を管轄する保健所（＝品川区保健所）は、疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定するとともに、執務室（＝控室や委員会室）

等の消毒を命じる。

議員が濃厚接触者となった場合も、必要に応じ、執務室等の消毒を実施する。

②消毒エリアの確定まで、一時、執務室やフロアの立ち入り制限を行う。

③感染が確認、あるいは濃厚接触者と特定された議員が発生した場合、議長は、会派幹事長に状況を伝達する。また、直ちに議会運営委員会の開催を要請し、直近や当面の本会議、委員会、諸会議等の開催の可否等、議会運営・議会活動について対応を協議するものとする。

この場合、個人情報の取扱い等について、十分に配慮を行う。

また、対面しての会議の開催が困難である場合は、代替手段により協議等を行う。

④本会議、委員会等、日程公開のされている会議の開催が中止・変更・延期となった場合は、区議会ホームページ等で、区民等にお知らせする。

(5) 会議開催時以外での執行機関への問合せや情報提供の一元化

①議員は、区行政の各施策・事業に対する点検・調査・確認のため、執行機関の各所管課へ個別に問い合わせることは通常あるものの、今般の新型コロナウイルス感染症対策が、区においても緊急かつ区政全般に渡る課題となる中、その対策の中心である保健所や、乳幼児・児童・高齢者等の福祉・教育施設の所管等、全庁的に対策業務の増大による負担が顕著となっている。

②このことを踏まえ、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策に関しての区に対する要望および情報の収集等については、各議員が個人として行うのではなく、議会として集約し、その状況と必要性を見極めたうえで行うこととする。

③緊急の場合を除いて、新型コロナウイルス感染症対策に関する執行機関への問い合わせは、区議会事務局で集約し、執行機関に一元的に確認し情報共有する。なお、特定の患者等に関する問い合わせには対応しない。

④執行機関から議員への情報提供について、委員会等における報告以外は、電子メール等の手段を用い、区議会事務局から一元的に情報伝達する。

4. その他

新型コロナウイルス感染症を取り巻く内外の状況変化により、本件内容の変更の必要が生じた場合は、都度、議長から各議員に通知していくこととする。議長は、会派等の意見も踏まえ、判断を行うものとする。

5. 電話連絡先

(1) 品川区議会事務局：03-5742-6808

(2) 品川区新型コロナ受診相談窓口（品川区帰国者・接触者電話相談センター）
：03-5742-9105〔平日の午前9時～午後5時〕

(3) 新型コロナ受診相談窓口（都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター）
：03-5320-4592〔(2)品川区の相談窓口受付時間外・終日〕

以上